

## くらしのカレンダー

4/1月 先勝	[春の火災予防運動・～7日][緑の週間・～7日] [地価公示普及月間・～30日][河川美化月間・～30日]	10水 仏滅	■1歳6ヵ月児検診 対象者 昭和58年7月～9月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館 ■中之島村住宅建設緊急対策資金融資受付開始・～30日 [交通安全家庭の日][婦人週間・～16日]
2火 友引	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 ■ポリオ生ワクチン 対象者 昭和59年1月～12月生まれ の乳幼児・未実施の乳幼児 受付時間 午後2時～ 2時30分 会場 中之島村公民館	11木 大安	■中之島保育所竣工式 午前10時 [メートル法公布記念日]
3水 先負		12金 赤口	■犬・猫引取日 午前9時30分まで三条保健所へ持参 (手数料・印鑑必要) [世界宇宙飛行の日]
4木 仏滅	■I期・第1回三種混合 対象者 昭和57年7月～12月 生まれの幼児・4歳までの未実施幼児 受付時間 午 後2時～2時30分 会場 中之島村公民館	13土 先勝	[金融機関休業日]
5金 大安	■村内小・中学校入学式 (・通小・北中…午前10時・信条小…午前10時30分) (・中之島中…午後1時30分・中之島中央小…午後2時)	14日 友引	◆瀬野野藤吉商店中之島SS ◆瀬小林石油中之島インターSS (中之島第6・☎66-4327) (五百刈・☎66-6328) ◎星野(幸) 医院(☎66-2103) ◎佐々木医院(☎62-2357)
6土 赤口	■村内保育所入所式 午前9時30分 [春の全国交通安全運動・～15日]	15月 先負	[科学技術週間・～21日]
7日 先勝	◆桂屋商事(南今町) ◆機長岡高助中之島SS (猫興野・☎66-4488) (灰島新田・☎66-3245) ◎山喜医院(☎62-0646) ◎寺師医院(☎62-0137) [世界保健デー]	16火 仏滅	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館
8月 友引	[花まつり]	17水 大安	
9火 先負	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 ■ポリオ生ワクチン 対象者 4月2日に都合の悪かった人 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館	18木 赤口	[発明の日][工業所有権制度百周年]

◎利用のために  
 ④マークは休日在宅当番の内科医 | 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。  
 ⑤マークは休日在宅当番の外科医 | 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。  
 ◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事  
 ※犬・猫引取手数料は親(生後3ヵ月以上)1匹1,000円、子(生後3ヵ月未満)10匹まで1,000円

### 歳時記

## 新入学

四月、ピカピカの一年生が校門をくぐるシーズンです。今年小学校に入学する子供たちは、西暦二〇〇〇年には、大学四年生です。もちろん、すでに社会にで活躍している人もたくさんいるでしょう。

今年小学校に入学する子供の数は、文部省の推計によると百六十八万三千五百七十七人となっています。入学式の日取りは、全国一律ではありませんが、おおむね四月の初めです。これは学校教育法の施行令によって、学校の学年が四月一日に始まって、三月三十一日に終わることになって

四月には科学技術週間が行われます。毎年、四月十八日の発明の日を含む一週間が当てられ、今年は、十五日から二十一日までとなっています。

今年のテーマは「楽しむ科学万博、親しもう科学技術」です。科学万博(国際科学技術博覧会)は三月十七日から九月十六日まで、茨城県筑波研究学園都市で開催されています。楽しい催物がいっぱいの科学万博に、みんなで出かけませんか。

# 広報 なかのしま

昭和60年

# 3月

No.139

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課  
(〒954-01 ☎0258(66)2270)



## 春—十五歳の出発

たび だち

三月十四日、村内の両中学校で卒業式が挙行され、両校合わせて百四十三名の生徒が新たな希望に燃えて出発しました。(中之島北中学校)

### おもな内容

- ・昭和60年度予算について ②～⑥
- ・水田利用再編対策事業 ⑥～⑦
- ・村住宅建設緊急対策資金を融資⑦
- ・北中学校が環境美化模範活動校として県知事表彰を受賞 ⑨
- ・交通安全特集 ⑩～⑪
- ・村史編さんこぼれ話(その11) ⑭
- ・くらしのカレンダー ⑯

### 村民憲章

(昭和五十六年八月八日制定)

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

一、わたくしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

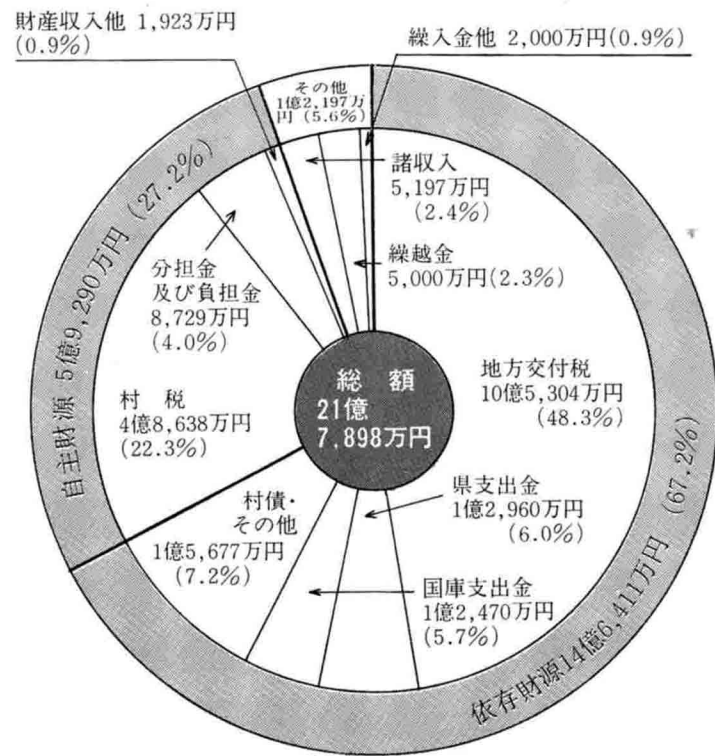


健やかに育て、村の未来を担う子供達

# 明るく・住みよい・

## 昭和60年度 一般会計予算

—前年度に比べ16.7%



### 〈村債の内訳〉

- 土木債 4,970万円
- 消防債 1,200万円

一方、国庫支出金でも本年度一億二千四百七十万円を計上し、前年度より一億五千三百八十八万円、五・一％も大幅減となりました。この激減の理由は、もちろん、上通小学校及び中之島保育所の建設工事に係るものがなくなることがその大部分を占めますが、高率補助に係る国庫補助負担率の引き下げに伴う地方道改修費の補助金、保育所措置費負担金の減額、廃止もしくは定額交付金化される義務教育教材費補助金、市町村保健婦補助金の減額にも起因しています。

### 歳入の財源措置

まず、自主財源の村税においては、税制改正並びに前年度実績等を勘案して、前年度より五千五百二十八万円、一・八％増の四億八千六百三十八万円を計上しました。

また、歳入のうち最も構成比の大きい地方交付税は、国が地方団体に対して配分する総額は、一〇・九％増と示されていますが、県及び市町村とそれ

それに差異が生ずるほか、基準財政収入額の伸びも相当見込まれるなど、その伸び率の把握が極めて困難な状況にあることから、当初予算では、普通地方交付税に前年度より四千六十五万円増の十億一千八百四万円を、特別地方交付税には前年度より一千万円増の三千五百万円を計上しました。この結果、地方交付税の合計は十億五千三百四十四円となり、前年度に比べ五千六十五万円、五・一％増え、構成比は四八・三

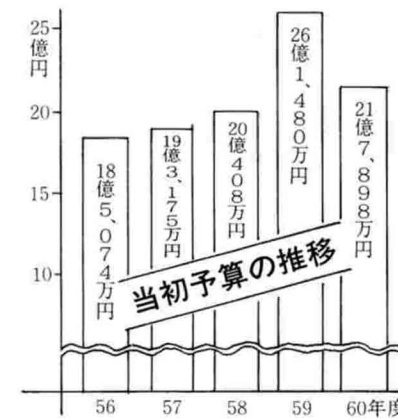
％となりました。

次に、分担金及び負担金は、その主なるものは保育料ですが、幼児の減少で近隣町村でも定員割れ等から保育料の軽減措置をとっている状況にあるため、本村でも徴収基準額の引き上げは見送り八千三百三十六万円を計上。そのほか、中西橋かけ替工事に対する見附市の負担金四百五十万円、健康診査費及び教育委託事務負担金で百四十三万円など合計で八千七百二十九万円を計上し、前年度対比では、五百二十二万円、五・六％の減となりました。減の主なるものは保育料で、措置児童数の前年度当初見込みが過大であったほかその他の負担金も減となったことによります。

# 豊かな村づくりに

## 21億7,898万円

(4億3,582万円)の減



昭和六十年度一般会計予算の規模は、総額二十一億七千八百九十八万円で、前年度に比べ四億三千五百八十二万、一六・七％の減となりました。

この主なる原因は、上通小学校および中之島保育所の建設費がなくなったことによるものです。

### 一般会計予算の規模

### 新年度予算編成方針

新年度の行財政運営にあたりましては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、健全財政を堅持しながら総合計画に基づく年次別の実施計画により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うこととし、国の同一の基調により歳出の抑制と一般行政経費の節減合理化に努め、投資的経費の増額を図ることを基本としました。

### 昭和六十年度の重点施策

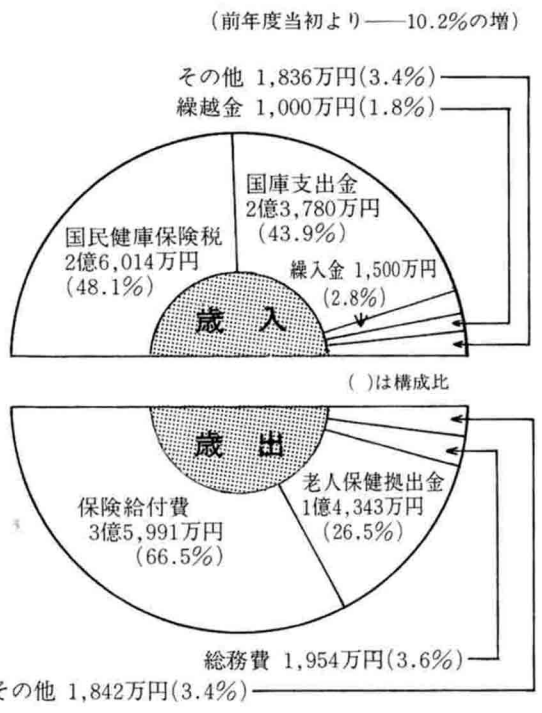
- I 健康で安全快適な生活の確保
  - ① 生活関連の道路整備——村車事業として改良十四路線、舗装十九路線を予定。補助事業として改良三路線と中西橋改良を予定。
  - ② 消防施設の充実——防火水槽（40t級一槽・20t級三槽）、消火栓三基の新設、消防ポンプ自動車一台・小型動力ポンプ三台の更新、積載車二台の購入等を計画。
  - ③ 農業振興と雇用機会の確保
    - ① 昭和六十年度転作目標面積（三〇八ha）の完全達成
    - ② 農村総合整備モデル事業の推進
  - ④ 住宅建設緊急対策資金融資制度の創設——詳しくは、本紙七ページをご覧ください。
- II 教育、文化、レクリエーション施設の充実
  - ① 義務教育施設の整備——中学校の建設についての審議会を設置、信条小学校グラウンドの整備。
  - ② 社会教育関係施設の整備——上通公民分館の建設、中之島・中野・西所・三沼分館の整備
- III 進
  - ③ 農免農道整備事業（信条地区）と団体営農道整備事業（島田地区）の推進



マイベースで体力づくり (昨年の「ふるさとを歩こう」から)

### 国民健康保険特別会計

昭和60年度  
予算総額 **5億4,130万円**



歳出予算の柱をなす保険給付費は、前年度に比べ三千八百八十万円、二・一%増の三億五千九百九十一万円となり、予算総額の六六・五%を占めました。この大部分に当たる三億一千九百二十九万円は、一般被保険者および退職被保険者等の療養諸費です。

老人保健拠出金につきましては、五十八年の老人医療費等の調査結果に基づき、前年度の確定按分率と同じ率により推計しましたが、前々年度の精算分を加除等した結果、一億四千三百四十三万円となり、前年度に比べ七・九%の増加となりました。

保健施設事業の成人病総合健診（一日人間ドック）は三年目を迎えますが、

被保険者の疾病の予防、健康の保持、増進を図るため、前年度に比べ二十人増の百二十人の利用者に対し、半額助成を行うことになりました。

一方、歳入につきましては、主要財源である国庫支出金として二億三千七百八十万円を計上しましたが、前年度に比べ六・九%の減となりました。このうち、療養給付費等負担金につきましては、改正後の補助率により補助対象医療費及び老人保健医療費拠出金に対応する額を計上しましたが、前年度に比べ一七・二%減の一億九千六百四十四万円となりました。また、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金として一千二十万円、特別財政調整

交付金として二千二百一十万円、合わせて三千二百二十一万円を計上した結果、前年度に比べ二千三百三十五万円の増加となりました。退職者医療特別調整交付金につきましては、当初、不足分の七割程度を補填するとしていましたが、六十年度は三分の一補助と決まり、予想より大幅な減となりました。

繰越金につきましては、退職者医療制度の創設をはじめとする諸制度の改正により、不確定要素が大きいほか多くを見込めないことから、当初において一千万円を計上しましたが、前年度に比べ九百万円の減となりました。

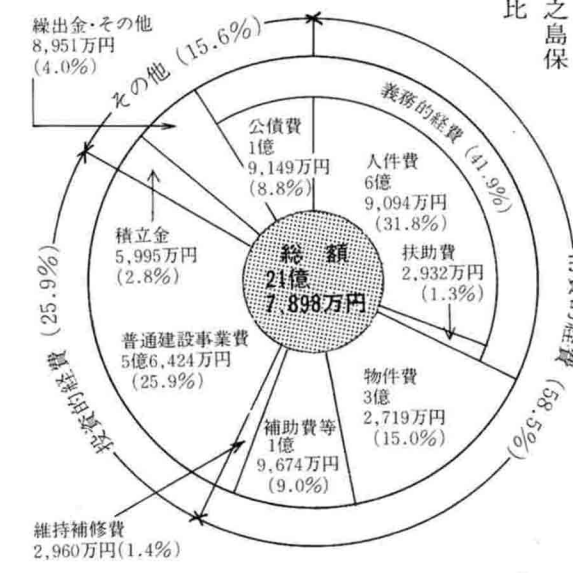
繰入金につきましては、給付準備基金から一千五百万円を繰入れ、保険税の負担増加を緩和することにしました。

国民健康保険税の現年課税分につきましては、一般被保険者分として二億四千八百万円、新しく退職被保険者分として九百三十八万円、合わせて二億五千七百三十八万円の計上となり、前年度に比べ六千八百三十七万円、三六・二%もの大幅な増加となりました。保険税の急激な負担増加は、現在の生活実感からして誠にしのび難いものがあります。医療費、老人保健拠出金の増加等によるものであり、受益者負担の原則に基づき理解をいただきたいと存じます。

### 歳出を性質別にみると

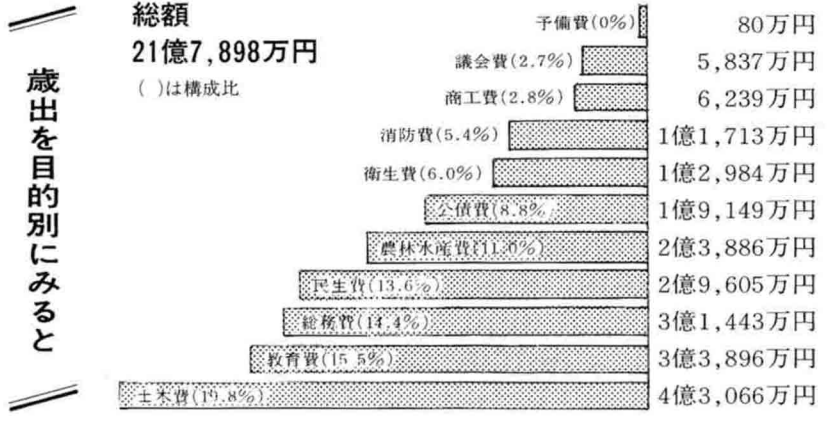
第一位は、六億九千九十四万円の人件費で、構成比は三一・八%を占めました。次いで、普通建設事業費が五億六千四百二十四万円、二五・九%となりましたが、上通小学校、中之島保育所の完成に伴い、前年度対比で五億六千六百十五万円、五〇・一%の大幅な減となりました。以下、構成比の順から物件費の一五・〇%、補助費等の九・〇%、公債費の八・八%が主なものとなっています。

また、地方債の昭和五十九年度末現在高の見込みは十三億九千二百五十七万円となり、これに対する公債費比率は前年度



と同率の一〇・〇%となる見込みですが、今後とも村債を起すに当たっては、引き続き慎重な配慮のもとに事業の選択を行い、借金依存の財政を極力改善していく考えです。

### 歳出を目的別にみると



県支出金も、一億二千九百六十万円の計上で、前年度対比で一千七百三十三万円、一一・七%の減となりました。これも、中之島保育所建設費の負担金の減が、その主なる原因です。

また、繰入金も前年度対比で九二・三%の大幅減の二千九百九十一万円となりましたが、これも上通小学校並びに中之島保育所の建設基金繰入金が無くなったことによります。

諸収入では前年度対比で三九%増の五千九百九十七万円を計上しましたが、これは本年度から制度化する、村住宅建設緊急対策資金預託金の回収金を受け入れるためのものです。

村債は、本年度六千七百七十万円を予

定いたしました。前年度対比では一億二千六百五十万円、六七・二%の減となりましたが、これも上通小学校並びに中之島保育所の建設費に係る村債がなくなったことが激減の原因です。また、これまで地方財源の財源不足を補てんするための財源対策債の発行が皆無となったことも起因しています。

<p>消防費</p> <p>(広域消防、防火水槽の新設、災害対策など)</p> <p>10,110円</p>	<p>衛生費</p> <p>(保健衛生事業、予防事業、し尿、ゴミ処理の委託など)</p> <p>11,207円</p>	<p>公債費 (借金の返済)</p> <p>(土木、教育事業などに公に借りた資金の返済)</p> <p>16,529円</p>	<p>農林水産業費</p> <p>(農業委員会、水田利用再編対策、農道整備事業など)</p> <p>20,618円</p>	<p>民生費</p> <p>(社会福祉事業、児童福祉事業、国民年金業務など)</p> <p>25,555円</p>
--	---	---	---	---

<p>総務費</p> <p>(広報活動、交通安全対策、徴税費、戸籍全般など)</p> <p>27,141円</p>	<p>教育費</p> <p>(教育委員会、小中学校・公民館の運営など)</p> <p>29,259円</p>	<p>土木費</p> <p>(道路改良、都市計画、下水路の整備など)</p> <p>37,174円</p>
---	--	---

**歳出をひとりあたりでみると……**

(人口11,585人—S59.2.28現在)

合計 188,086円

### 老人保健特別会計

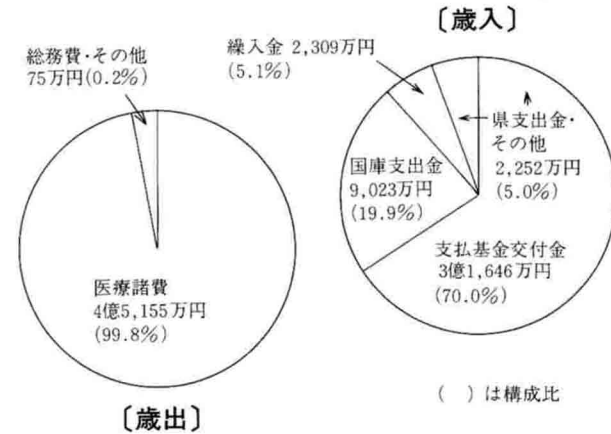
昭和60年度 予算総額 **4億5,230万円**

前年度に比べ11.0%の増

老人保健制度も施行後二年を経過しましたが、発足当時千二百七人だった老人医療費支給対象者は、高齢化の進行に伴って昭和六十年一月末現在には千二百十三人に達し、今後も引き続き増加するものとみられます。また、制度実施後の老人医療費は鈍化の傾向にあります。昭和五十九年度の医療給付費の実績見込み額は、前年度に比べ九%程度の伸びが見込まれるほか、三月一日からの診療報酬の引き上げに伴い、本年度もかなり高水準の医療費の増加が見込まれます。

このような状況のもとに編成いたしました昭和六十年年度の予算総額は、四億五千二百三十万円となり、前年度に比べて一一・〇%の伸びとなりました。その内容は下図のとおりですが、歳出予算では、そのほとんどを占める医療諸費が前年度より一一・一%増え、四億五千五百五十五万円（医療給付費四億四千五百六十二万円・医療費支給費四百六十八万円・審査支払手数料百二十五万円）となりました。

一方、歳入につきましても、歳出に見合う額をそれぞれ計上いたしました。が、支払基金交付金として三億一千六百四十六万円、国庫支出金として九千二百三十三万円、県支出金として二千二百五十一万円を計上したほか、一般会計からの繰入金につきましては、前年度に比べ一〇・四%増の二千三百九十九万円を計上し、予算収支のバランスを図っております。



**住宅建設(増改築を含む)を計画されている方に...**

**中之島村 緊急対策資金を融資します**

受付期間 / 四月十日(水)～四月三十日(火)

村では、昭和六十年年度に限り、持家の促進と村内住宅建築関連業界の振興を図るため、次により住宅資金を融資します。ご利用ください。

**融資対象者**

- 次の条件にすべて該当する人は、融資を受けられます。
  - 村内で自ら居住するための住宅を建設(増改築を含む)しようとする人。
  - 住宅の建設を村内の関連業者に依頼する人。
  - 融資を受けなければ住宅を建設できない人で、前年の収入金額または所得金額が次の金額以下の人。
    - ・給与所得のみの人 七〇〇万円
    - ・その他の人 五二〇万円
  - 建設する住宅の床面積が、五〇㎡以上(増築については一〇㎡以上)であること。
  - 村税を完納している人
  - 融資の返済能力を有する人

**融資内容**

融資金額 / 一戸当たり一〇万円単位で、五〇万円以上三〇〇万円まで。

- ▼利率 / 年五・五%
  - ▼償還期間 / 十五年以内
  - ▼償還方法 / 元利均等毎月償還(ボーナス償還併用含む)
  - ◆申込方法・融資の決定
- 融資希望者は、四月十日から四月三十日までに融資申込書を取扱金融機関に提出してください。
- 村では、金融機関と協議して融資の可否を決定し、申込者に通知します。(申込者が多数の場合は、抽選して決定します)

**取扱金融機関**

- 中之島村農業協同組合
- 上通農業協同組合
- (株)第四銀行今町支店
- 新潟県信用組合今町支店

**問い合わせ先**

詳しくは、産業課商工係(☎六六一二一〇一・内線四四)もしくは取扱金融機関の窓口でおたずねください。



**目標達成率は一〇五%**

昭和五十九年度の転作実績から

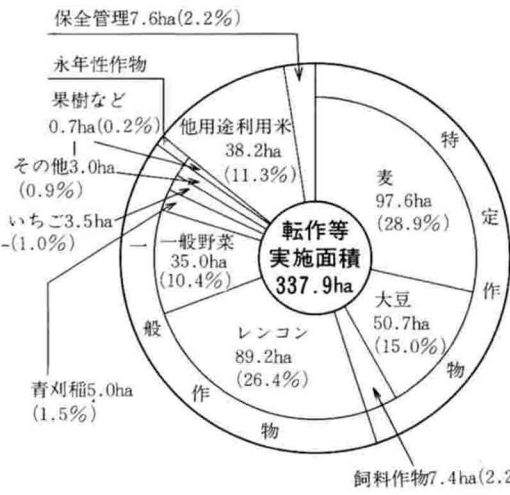
昭和五十九年度は、水田利用再編第三期対策の初年度であり、奨励金・加算制度の見直しや、新たに制度化された他用途利用米の導入などで、転作をめぐる情勢は厳しく、変動の激しい年ではありましたが、皆さんのご理解、ご協力により、転作等目標面積(他用途利用米面積を含む)三二・三haに対して、三三・七九haの実施面積となり、目標達成率は一〇五・二%となりました。

その転作等内容をみますと、特定作物(麦・大豆・飼料作物)が一五・七haと最も多く、次に一般作物(レンコン・一般野菜・いちごなど)の一三五・七ha、他用途利用米三八・二ha、農協預託水田(保全管理)七・六ha、永年性作物(果樹など)〇・七haの順となっております。それらを詳細にしたのが左の「作目別転作等実施面積内訳」です。

また、集団転作(一ha以上の団地)の実施状況は、三十九集団、八二・八haとなり、前年度の六十一集団、一三五・五haに比べて、集団数、実施面積とも大幅に減少しました。

これは、転作面積の緩和および他用途利用米制度の導入により、集団転作を取り巻く情勢が大きく変わるとともに、崩壊を招いているものと考えられます。

昭和59年度 作目別転作等実施面積内訳



転作等目標面積は 前年度より13.3haの減

～昭和60年度 水田利用再編対策～

第三期対策も二年目に入った昭和六十年年度の転作等目標面積は、別表のとおり、他用途利用米面積五〇・〇haを含めて三〇八・〇haの配分を受けましたが、前年度に比べて一三・三haの軽減となりました。特に、本年度は、農家の実転作面積をできるだけ少なくするため、前年度から導入された他用途利用米の配分面積を、大幅に増やしたのが特徴です。

また、これに伴う六十年産産米事前売り渡し申し込み限度数量は、うち米一八万四、二五九俵(前年度より三三二俵の増)、もち米五、四六八俵(同じく二二俵の減)の合計一八万九、七二七俵(同じく三二一俵の増)となりました。

〔六十年産の主な改正点〕

◎他用途利用米の数量の配分方法が変わりました。前年度は、個人には一kg単位で、集落全体には一

俵(六〇kg)単位で配分しましたが、本年度は、個人に一俵(六〇kg)単位で配分し、集落内で調整を図ることとしました。

◎農協預託水田(保全管理)は転作面積の対象となります。農協預託水田で、すでに三ヶ年を経過したものは転作対象から外されましたが、本年度を含む第三期対策期間中は、転作面積の対象となりました。ただし、転作奨励補助金は交付されません。

厳しい農業情勢ではありますが、六十年産も前年度と同様、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

60年度 転作等目標面積村内配分状況

(単位: ha, %, 俵)				
区分	59年度	60年度	比較	
転作等目標面積	321.3	308.0	-13.3	
(内実転作)	290.4	258.0	-32.4	
(内他用途利用米)	30.9	50.0	19.1	
数量	<2,880>	<4,559>	<1,679>	
転作率	12.3	11.7	-0.6	
うるち米	183,927	184,259	332	
もち米	5,489	5,468	-21	
計	189,416	189,727	311	



3月3日、第11回目を迎えた恒例の「中之島村民将棋大会」が、中之島村公民館大広間で開催。当日は、A級に12名、B級に11名の愛好家に参加し、日ごろの腕前を發揮していました。結果は次のとおりです。(敬称略)

〈A級〉  
 1位 久保 朋恵 (中之島第二)  
 2位 佐藤督一郎 (真野代新田)  
 3位 大竹 健作 (中之島第三)

〈B級〉  
 1位 吉田市太郎 (中新第二)  
 2位 河内 博資 (興 野)  
 3位 笹岡勇太郎 (宮 内)

# カメラ 散歩



リコーダー演奏の全国大会で、金賞を何回も受賞している「早川ホームアンサンブル」。そのコンサートが三月十七日(日)、中之島村公民館で開催され、四十名の聴衆者は、生のリコーダー演奏にすっかり魅了された様子でした。

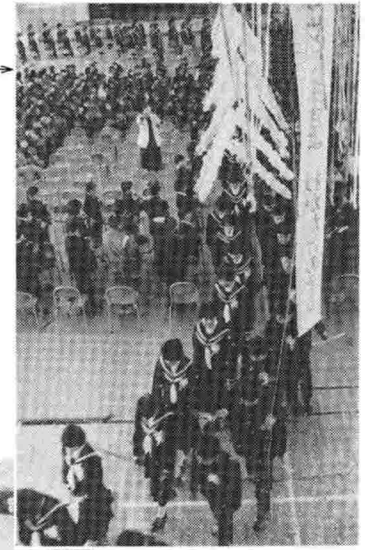
なお、早川ホームアンサンブルの主宰者・早川克己さんは、昭和五十六年度から三年間、当村に派遣社会教育主事として、教育委員会勤務をされた人です。



一年間の総決算——確定申告の納税相談が、二月二十八日から三月八日まで中之島村公民館で開催され、連日、大勢の村民が相談と申告に訪れました。



3月17日(日)、市街化区域等の線引き変更についての公聴会(約70名が傍聴)が、長岡市役所において開催。当日は、5人の公述人が意見を述べられましたが、今後それらの意見を反映して、今年の8月中には正式に決定される予定です。



三月は卒業式の月——中学校は表紙で紹介したとおり三月十四日、小学校は三月二十三日に挙行され、三ヶ校で百六十八名が卒業。保育所も三月二十七日に修了式が行われました。



▲中之島中央小学校で  
▲中之島保育所で

## 中之島北中学校が 環境美化模範活動校として 県知事表彰を受賞

県では、昭和五十八年度から環境美化運動について、模範的な活動を実践している学校・団体を表彰しています。このたび、その模範校として当村の中之島北中学校が選ばれ、去る三月二十二日、齋藤村長から同校生徒代表(古川直美生徒会長・狩野達哉少年団

運動の日」を設け、登校前に全校生徒が通学路周辺の空き缶やゴミ等を収集しているもので、それらの活動実績が認められ、今回、数少ない県知事表彰校に選ばれたものです。



表彰状伝達の様子

### 農業センサス (速報)

2月1日現在で行われた「1985年農業センサス」による農家戸数は1,363戸——前回、1980年世界農林業センサス時の1,450戸に比べ、87戸(6.0%)の減少となりました。

なお、概要公表は11月末の予定です。

### 工業統計調査(概要)

昭和59年12月31日現在で行われた「工業統計調査」の、本村の概要をお知らせします。

- ・事務所数.....68社 (70社)
- ・従業者数.....610人 (657人)
- ・製造品出荷額等総額.....60億649万円 (59億3,367万円)

※村における集計ですので、結果報告と異なることもあります。なお、( )は58年の結果数値です。

### ただいま工事中

—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成年月日
猫野野赤沼	道路表面処理工事	268万円	榎松井組	S.60.3.30
中西	中西橋橋梁整備工事	2,820万円	榎松井組	S.60.9.13

### 健康は財産だ

あなたの健康管理は、他人まかせではないですか？  
 この日を機会に健康の三要素——運動・栄養・休養——を見直してみましよう。

世界保健デー 4月7日

## 新潟県 交通事故無料相談所

◎県が実施している無料の交通事故相談所で、どなたでもご利用できます。

◎専門の相談員が適切なアドバイスをするほか、顧問弁護士による相談（土曜日）もあります。

◎開設場所等は下記のとおりです。

◇新潟相談所 県庁第一分館1階  
☎(0252)23-5511

◇長岡相談所 長岡総合庁舎1階  
☎(0258)38-2665

◇上越相談所 上越総合庁舎2階  
☎(0255)25-2211

〈相談時間〉  
○平日/午前9時～午後4時  
○土曜日/午前9時～正午  
(日曜・祝日は休みです)

※相談においでの際は、交通事故証明書を持参ください。なお、上記の相談所のほか、移動相談所も開設しています。詳しくは、役場企画課にお問い合わせください。

一、新入学(園)児を中心とした交通事故防止

二、シートベルト・ヘルメット着用の

### 運動の重点

期間 四月六日(土)～四月十五日(月)(十日間)

### 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想・交通道徳を普及徹底し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 徹底

三、二輪車を中心とした無謀運転の追放

〔重点指導日の指定〕

◎四月八日(月)……ヘルメット着用指導の日

◎四月十日(水)……シートベルト着用指導の日

◎四月十二日(金)……自転車指導の日

◎四月十五日(月)……高齢者家庭訪問指導の日



## 春の全国交通安全運動

四月六日(土)～四月十五日(月)



# 家庭でしつけよう

## 新入学(園)児の交通安全

もうすぐ新学期——新入学(園)児をおもちのご家庭では、期待に胸をふくらませながら、何かと準備に忙しいことでしょう。

入学準備のなかで、忘れてはならないのがお子さんに対する交通安全教育です。

これまで比較的、家の近所で遊んでいた子供たちも、通学(園)するようになると、行動範囲がグンと広がります。行き帰りはもとより、新しい友達の家遊びに行ったり……ここで気をつけなければならぬのが交通事故です。

お子さんへの交通安全教育は、家庭での「しつけ」の一つとして、ぜひ実行してください。お子さんを交通事故から守るために——。

### これが子供だ!

### 大人とは違う行動パターン

子供は、大人には考えられないような行動に出ることがよくあります。交通安全事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを

子供は、大人には考えられないような行動に出ることがよくあります。交通安全事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを



一応の交通ルールは理解できて、応用動作ができないことが多い

いつもの通学路では信号をきちんと守り、横断歩道を正しく渡れても、別の道路では、それができないことが多い。

その時々気分によって行動が変わる

子供は、喜怒哀楽がそのまま行動に表れることが多く、そのため、身の周りのことに対する注意力が散漫になることが多い。

手を挙げるとクルマは必ず止まってくれる——といったように物事を単純にしか理解できないところがある

車は急に止まれません。手を挙げて道路を渡るように教えると、子供は「手を挙げれば車はすべて止まってくれる」と単純に思い込みがちになります。子供が正しく理解できるように、教える方にも注意を払いましょう。

「危ないよ、注意してね」といった抽象的な言葉ではよく理解できない



「飛び出し」はなぜ危ないか、止まっている自動車の下や後ろで遊ぶのがどうして危険なのか、言葉で注意するだけでなく、具体的に「現場」で教えましょう。

一つのことばに夢中になると周囲のことが目に入らなくなる

お母さんが道路の反対側にいるのを見つけたら、遊んでいたボールなどが車道にころがっていったりすると、車の通るのも忘れて走り出してしまうことがあります。

### 物陰で遊ぶ傾向がある



子供は、自動車のそばやダンボール箱の中に入って遊んだりすることが好きです。物陰などで遊ぶと、運転者などが気づかないことが多いのでたいへん危険です。

## 事故件数・傷者数とも 前年を下回る

—59年中の村内交通事故—

昭和五十九年中に村内で発生した交通事故は、件数が二十七件、傷者数が三十名、死者数が一名で、前年と比べて死者数は同数、件数で一件、傷者数で二名、それぞれ減少しました。

交通事故は、一件でも少ないほうが良いですし、交通事故の無い明るい社会はみんなの願いです。

車を運転される方はもちろんのこと、自転車乗り、歩行者も交通ルールをよく守り、村内から悲惨な交通事故が発生しないよう、今後とも、一層の注意をお願いします。なお、この交通事故の減少に対し、



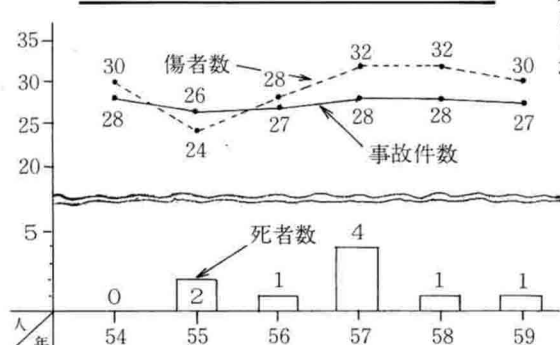
感謝状と盾

### 村内交通事故発生状況

区分	件数		死者		負傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
60	2	3	0	0	2	4
59	2	6	0	0	2	6
比較増減	±0	-3	±0	±0	±0	-2

死亡事故0 連続255日(3%現在)

### 村内の年況別交通事故発生状況



去る二月二十七日、県交通安全対策連絡協議会長(県知事)・県警察本部長の連名による、感謝状と盾が送られました。

～シートベルト いつも乗るたび 乗せるたび～

～とびだしは ぼくも車も どつきんこ～

「あとで」より  
「いま」が大切  
火の始末



### 春の火災予防運動

4月1日(月)→4月7日(日)

4月1日から7日までの1週間、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

全国では、2月28日から3月13日までの間実施されましたが、新潟県では、この期間が降雪期であるために実施を遅らせ、空気が乾燥するとともに寒い冬からの開放感で、つい火の取り扱いもおろそかになりやすい、この時季を選んで実施するつもりです。

火災のない明るく住みよい地域にするため、次の点に気をつけましょう。

#### 【火の用心——7つのポイント】

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てはやめましょう。
2. 子供はマッチやライターで遊ばせない。
3. 風の強いときはたき火をしない。
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
6. 風呂の空だきをしない。
7. ストープには燃えやすいものを近づけない。

◎焼却機器の修繕のため、次の3日間ゴミの搬入を休ませていただきます。(個人搬入も含む)

4月14日(日)・4月15日(月)・4月16日(火)

## 年金 コーナー

### 納め忘れのないよう 保険料の前納制度を

国民年金に加入の皆さん/国民年金の保険料を、一年分一括して前納できる制度があるのをご存じですか。

この制度を利用すると、月々納める手間が省け、ついうっかりの納め忘れも防げます。また保険料も普通なら一カ月六、七四〇円、一年間では八〇、八八〇円になりますが、四月に一年前納した場合は七八、九三〇円で、九五〇円が割引になります。

四月は、保険料を前納する都合の良い時期です。皆さんもこれを機会に、「一年前納」に切り替えてみてはいかがでしょうか。

- ・定額保険料 七八、九三〇円
- ・付加保険料 四、六八〇円
- ・定額保険料+付加保険料 八三、六一〇円

詳しくは、住民福祉課国民年金係へおたずねください。

### 民法には 五種類の遺言がある

民法では、遺言の方式を大きく二つに分けています。

一つは、普通方式と呼ばれるもの。この普通方式には、「自筆書」と証人に読んで聞かせ、

- ④遺言者と証人が間違いのないことを確認した上で、それぞれ署名、押印し、
- ⑤公証人が、②④のやり方で作ったことを書き添えて、署名、押印します。

なお、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその理由を証書に書くことによって署名に代えることができます。また、病氣などで公証役場に行くことができないときは、自宅や病院に公証人を呼んで遺言書を作ることができます。

こうして作られた証書の原本は、公証役場で保管されますが、その後、心境の変化などが起きた場合には、いつでも公証役場に行って、前の遺言の一部または全部を取り消すことができます。

詳しいことは、お近くの公証役場か法務局、または日本公証人連合会(☎〇三―五〇二―八〇五〇)にお尋ねください。

～自分の財産を  
確かめましょう～

## 固定資産の 課税台帳縦覧

縦覧期間/四月八日(月)～四月二十七日(土)(ただし、土曜日の午後と日曜日は除きます)

縦覧場所/役場税務課

※今年度は三年に一度の土地・家屋の評価替え年です。で、課税台帳には新しい価格が登録されています。

※この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になりますので、ぜひ、お出かけください。

### 税務コーナー

## 確定申告が間違っていたときは

昭和五十八年分所得税の確定申告は、三月十五日で終了しました。ところで、計算間違いなどで誤った確定申告をしたり、確定申告書の提出を忘れていた人はいませんか。

確定申告後に、申告した税金が少なかったことに気付いたときは「修正申告」をしてください。

この修正申告は、税務署から更正を受けるまでもなくてもできますが、なるべく早く申告する方が有利です。税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、五パーセントの過少申告加算税がかかります。調査を受ける前に自主的に修正申告を受けると、役場税務課または最寄りの税務署へおたずねください。

告をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

逆に、申告した税金が多かったことに気付いたときは、「更正の請求」をすることが出来ます。

期間は、申告期限から一年以内となっておりますので、昭和五十九年分の所得税の確定申告については、昭和六十一年三月十五日までとなります。

また、確定申告を忘れていた人は、すぐに確定申告をしてください。これは、「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、早く申告する方が有利です。

加算税は一〇パーセントですが、税務署の調査を受ける前に申告しますと五パーセントになります。

詳しくは、役場税務課または最寄りの税務署へおたずねください。

## 相続のトラブルを防ぐ 公正証書遺言

ご存じですか

死後の財産をどうするかなどについて遺言を残すこと——欧米では、すっかり定着している「遺言書」も、わが国では、まだ一般的ではないようです。

しかし、法律に基づいた遺言書を残すことは、相続財産をめぐる相続人同士の争いを未然に防ぎ、また、自分の意思による自由な財産処分をするという点で、大きな意味を持っています。

十五歳になれば、だれでも遺言ができます。自分の死んだ後の相続トラブルを防ぐためにも、遺言書の作成を考えてみてはいかがでしょうか。

### 作り方が簡単な 公正証書遺言

いずれの方式にしても、遺言書の持つ重要性から、民法ではその厳密な作り方を定めています。なかでも比較的作り方が簡単で、紛失や変造の恐れがないのが「公正証書遺言」です。

公正証書遺言の作り方は、次のとおりです。

- ①最寄りの公証役場に行き、
- ②証人二人以上の立会の下で、公証人に遺言したい内容を話し、
- ③公証人がそれを筆記し、遺言者

1.各種証明書の交付  
2.公簿謄本・抄本の交付  
3.公簿の閲覧  
4.登録証の交付

◆ = 4月1日から 手数料が200円(従来100円)に改正されます =

### 村史編さん こぼれ話 (その十一)

#### 「鞍掛神社」の伝記(四)

鞍掛神社は、古くは弥彦神社と同格の名社であったが、本村宮内は大河の取り囲む地であるが故に、度々の洪水や飢饉に災いされて、神霊を慰め奉る暇なく、古の栄を失った。そのうえ、元禄三年四月には、火災に遭い、社殿及び宝物等のごとくを焼き、以前の荘厳さは烏有に帰した。

筆者は、過去三回にわたって、これらのことを中心に、それにまつわる言い伝えなどを紹介してきたが、たとえ洪水、飢饉に悩まされていたとはいえず、かつての鞍掛神社は、「七堂伽藍も聳え立ち、越州の名社として頗る殷賑を極めたり」というほどの社であるのに、それが、仮堂に昔を留めるにすぎない現状であるのは、幾分不思議に感じられるむきもある。

それらを慮り、今回は、『鞍掛神社記』の一節から、鞍掛神社再建にまつわる言い伝えを紹介することにした。

元禄三年九月、仮御堂を今の地（大字宮内字休場八三九番地）に移し、時の領主に諮りしに、新発田藩主溝口

伯耆守日く、我藩蒲原郡出雲田の荘宮内鞍掛神社は、弥彦と御同格なる越州の名社なれば、金一升にて再建すべきやと申されけるに、宮司は、金一升にては従前の尊厳を冒瀆するを慮る旨申し述べければ、領主も詮方なく、暫時延期の事とはなりぬ。一升の金とは一斗の金の御意なりしという。

その後、洪水、凶作等うちつづきて、遂に本建築に至らず、僅かに明覚院山伏宮本氏、境内の傍に住し、奉仕し居りしが、大正四年春、絶家せり。

これで、鞍掛神社の繁栄の歴史は完全にピリオドを打たれたわけである。現在に至っては、古の殷賑を思うあまり、すべてをなくしたかにみえる社であるが、元禄以来三百年、村民の厚い信仰心に支えられ、護り伝えられて来た意義は非常に大きいのである。(完)

#### 追記

今回をもって「鞍掛神社記」の紹介を、一まず擱くに当って、鞍掛神社の社殿の建立年代について、昭和五十九年十一月二十二日、県文化財保護指導委員、山崎完一氏による調査結果を追記し紹介する。

◎年代考察——棟札には、元禄四(一六九二)年とあるが、構造計画に述べた如く、柱の太さ、柱隅面取の大きさ、長押の寸法、全体の材料の風化、又は外観の安定感より見て、建立年代は棟札と一致している。また、向拝、背面本殿の設置は、後世建物に対する要求が変わり、変更を余儀なくされたと思われる。すなわち、中越平野部において最古に属する建物で、貴重な遺構である。

#### 人口動態調査にご協力を

### 保健福祉向上に 役立てます



厚生省では人口動態調査を毎年実施しています。この調査は皆さんからの出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各届書をもとに、人口の動きを調べるものですが、国勢調査の行われる年だけは、そこに職業名を記入していただくことになっていきます。また、死亡届には、併せて産業名も記入していただきます。調査結果は今後の保健福祉の向上に役立たせるための統計資料として利用されます。今年も国勢調査の年に当たりますが、記入についてご面倒をかけたまま、ご協力くださるようお願いいたします。

調査方法、内容は次のとおりです。  
調査期間 昭和六十年四月一日から六十一年三月三十一日までの一年間。

調査対象者 出生・死亡・死産・婚姻・離婚届を出される方々。

調査方法 各届書を出すときに、それぞれ職業名を記入していただきます。職業名は具体的に記入してください。例えば「会社員」の方は「一般事務員、設計技師」というように、「工具」の方は「製鉄工、自

動車整備士」というように書いていただきます。また、「公務員」の方も、郵便外務員、会計事務員というように具体的にお願いします。

また死亡届には、農業、建設業、サービス業といった産業名も併せて記入していただきます。

届出をする市区町村役場の窓口には、「出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届をされる方にお願ひ」のリーフレットを備え付けてありますので、参考にして記入してください。

#### 人口の動き

2月28日現在	
( )内は前月比	
人口	11,585人(+5)
男	5,680人(+5)
女	5,905人(±0)
世帯数	2,354戸(+1)

#### 編集後記



▼豪雪もすっかり消えて、いよいよ春本番——この時期は、卒業式や入学式あるいは会社の人事異動などで、何かと気ぜわしく忙しいシーズンですが、反面、長い人生において、貴重な思い出となる機会でもあります。そんな節目の春を、大切にしたいものです。

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日  
●午前10時～午後3時

#### テニスコート利用のご案内

- ▶開放期間 / 4月1日～11月20日(予定)
  - ▶使用申込方法 / すべて予約制で、所定の申請書により、使用する1ヵ月前から5日前までの間に、教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)
  - ▶使用時間 / 午前6時～午後10時(1回の使用は、おおむね2時間以内)
  - ▶使用料
    - ・昼……………コート1面1時間 500円
    - ・夜(照明施設使用)コート1面1時間 1,100円
- ※ただし、「社会教育関係団体」の登録を受けた団体が、その団体としての主たる活動である場合は、所定の申請により、その使用料を免除する場合があります。詳しくは、教育委員会(☎66-3242)へお問い合わせください。

#### 社会教育関係団体の登録申請はお早めに

社会教育活動の推進、並びに学校等の施設利用の円滑化を図るため、村内において社会教育活動(社会体育活動も含む)を行う団体について、毎年、年度始めに登録していただいておりますが、本年度も次により受け付けますので、関係団体は登録の申請手続きを行ってください。

- ▶登録団体の要件
    - その活動目的が、社会教育に関する事業を行うもの。
    - その構成員は、村内在住・在勤する者であり、責任者が明確であること。
  - ▶申請期限 / 4月20日(土)
  - ▶申請先 / 中之島村教育委員会(申請書は教育委員会にあります)
- ※学校体育施設の利用を希望される団体は、さらに「学校開放施設利用団体登録」を併せて行ってください。

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日  
●午前9時～午後4時